

平成31年2月4日

各位

新潟交通株式会社
(お問い合わせ先)
総務部 長沼
TEL025-246-6335

株主代表訴訟の判決に関するお知らせ

平成29年2月22日付「株主代表訴訟に関するお知らせ」にて公表いたしました、当社個人株主1名(以下「原告」という。)から、当社取締役に対して損害賠償を請求する株主代表訴訟(以下「本件訴訟」という。)につきまして、本日原告の請求を棄却する判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：新潟地方裁判所
- (2) 判決日：平成31年2月4日

2. 訴訟の経緯

当社の株主である原告が、当社の取締役である被告に対し、被告には、当社に不必要に燃費の悪い連節バスを使用させていることに善管注意義務違反があり、通常バスとの燃料代差額分の損害3,382,932円に法定の遅延損額金を加えた金額を当社に対して賠償するよう求めるものです。

3. 判決の内容

判決の主文は以下のとおりであります。

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用(補助参加により生じた費用を含む。)は、原告の負担とする。

4. 今後の見通し

今後、本件訴訟に関して開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以上